

不要になった小型家電を回収します！

金山町産業まつりの「環境コーナー」（金山町中央公民館駐車場）で小型家電回収を行います。


日時：平成27年10月11日（日） 午前10時30分から午後2時

対象品目：下記のとおり

※役場環境整備課窓口でも回収を行っています。

時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

回収できる品目

- 
- ①ノートパソコン
 - ②デスクトップパソコン（本体のみ）
 - ③ワープロ
 - ④タブレット
 - ⑤デジタルカメラ
 - ⑥デジタルビデオカメラ
 - ⑦ハードディスク
 - ⑧USBメモリー
 - ⑨メモリーカード
 - ⑩携帯電話
 - ⑪PHS
 - ⑫スマートフォン

※キーボード、マウス、ACアダプター、充電器、ケーブル類を含みます。



すべて「無料」で回収します

《回収に伴う注意事項》

- ・上記以外の小型家電は回収できません。
ディスプレイ、プリンターなどパソコンの周辺機器は回収しません。
家電リサイクル法の対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は回収しません。
- ・リサイクルの過程で、記憶装置については物理的に破壊し、データの読み取りができないようにしますが、個人情報などはご自分で消去してお持ちください。

お問い合わせは役場環境整備課環境下水道係 TEL52-2111（内線280）

小型家電リサイクル法とは？

小型家電には鉄、銅、金、銀、レアメタルなどが含まれています。それらを適正に処理し、資源として再利用するための法律です。

「無許可」の回収業者を利用していませんか？
家庭から出される廃家電などは町の許可がないと収集できません。

料金を取られるなど思わぬトラブルを避けるためにも廃棄物は適正に処理しましょう！！